

<川越市>

孤高の元市議・新井喜一氏が訴えた

市職員女性A氏による邪悪な名誉毀損裁判！

「債務不存在（100万円を払う義務はない）確認請求」と「名誉毀損損害賠償請求」

3ヶ月ぶりの裁判の傍聴席は満員御礼、札止めの注目度！

2021年2月18日（第11回口頭弁論）傍聴記

元川越市議・新井喜一氏（2018年10月、議員辞職）が原告となり、同氏からのセクハラ・パワハラ被害を受けたとマスコミに公言し、川越市議会に直談判するのと並行して、新井氏に謝罪と100万円の支払を一方的に求める奇襲攻撃をかけてきた川越市役所職員女性A氏（「被告女性A氏」）を被告とする、名誉毀損損害賠償と債務不存在（100万円を払う義務はない）確認の裁判は、被告女性A氏はこれまで1度も法廷に現れることなく、被告女性A氏と威勢よく怒り満面の記者会見をして新井氏を非難していた吉廣慶子弁護士は3回目以降1度も法廷に現れないまま、11回目の口頭弁論となった。

被害女性A氏と吉廣弁護士の、この裁判軽視ぶりは一体どういうことなのか。

昨年11月19日の前回から3ヶ月ぶりの裁判となったが、先着順の傍聴券を求めて多くの市民が詰めかけ、コロナ禍でまだ半分しか座れない傍聴席は法廷の扉が開いた直後に満席となり、法廷に入れなかった人たちが出たほどだった。

傍聴席の大半が新井氏を支援する市民たち。新井氏の市議時代に後援会に入っていた人もいれば、最初は新井氏をクロだと思い込んで裁判の傍聴に通っているうちに、被告女性A氏側の主張がおかしいと気づいて通っている人もいる。裁判が始まってから数回までは傍聴席を埋め尽くすほどたくさんいた、被告女性A氏の応援団らしき集団は姿を消した。

その人たちも事件の真相に気づいてきたということだろう。しかし、それは傍聴席の世界でのできごと。バーの向こう側は齋藤憲次裁判長が完全に支配する全く別の世界。何が起こるかまだまだ予断を許さない。

これまでの経緯は本紙既報をあらためてご覧頂きたい。

- 傍聴記 1 http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe81
傍聴記 2 http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe84
傍聴記 3 http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe86
傍聴記 4 http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe90
傍聴記 5 http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe92
傍聴記 6 http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe95
傍聴記 7 http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe98
傍聴記 8 http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe113
傍聴記 9 http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe116

すべては、2018年9月14日、議会開催中で議会事務局職員が多忙を極める時期に、その年の4月から議会事務局担当になったばかりの女性職員、被告女性A氏が休暇届を出して、新井氏から度重なるパワハラ・セクハラ被害に遭っていたと、吉廣弁護士と坂下裕一弁護士、2人も弁護士を付き従えてマスコミ記者会見で突如ぶち上げたことから始まった。

被告女性A氏が、9月12日、新井氏宛てに内容証明郵便で「証拠もある」「100万円を払い謝罪しろ」「訴える」「9月末日までに書面で返答しろ」と書き送ったわずか2日後である。新井氏が通知内容を弁護士と相談する時間を与えない奇襲攻撃に出たのだ。

被告女性A氏も吉廣弁護士、坂下弁護士もかなりの強気だ。だが現在、訴えられているのは、新井氏に「訴える」と内容証明郵便を送り付けていた職員女性A氏のほうである。

新井氏と代理人・清水勉弁護士による女性A氏提訴の記者会見の様子

ドキュメンタリー動画

『K-川越市ハラスメント疑惑の真相-第4回「反撃」』

監督 土屋トカ子

<https://www.youtube.com/watch?v=wQhHc1euRYY>

被告は「専門家」を証人に呼ぶ…？…！

さて、2021年2月18日の裁判は、原告席にはいつもどおり、清水弁護士と出口弁護士、そして新井氏。被告席は坂下弁護士と男性弁護士2人…？は弁護士バッジも修習生バッジもつけていない30代とおぼしき男性がいたからだ。これで3対3。

ただ、被告代理人でしゃべるのはいつも坂下弁護士だけ。他の弁護士がどれだけ事件の内容をわかっているのかは、表情だけからは窺い知れない。

裁判官席の後ろの扉から3人の裁判官が、**裁判長、右陪席裁判官**（傍聴席から向かって左側。裁判長からみて右側）、**左陪席裁判官**が法廷に入って来る。3人が席に着くと、齋藤裁判長が「**双方とも主張は出そろいましたかね？**」と原告・新井氏代理人の清水弁護士と被告・女性A氏の代理人・坂下弁護士に確認するところから始まった。原告・被告ともに主張は準備書面を出し尽くしている。双方の代理人が「はい」と頷く。

次に齋藤裁判長は「**これまでの主張をどのように立証するのか、証人か陳述書か、その方針を聞かせて下さい**」と、被告代理人・原告代理人双方の様子を窺いながら質問した。

原告代理人の清水弁護士・出口弁護士が、この裁判の立証責任は被告女性A氏側にあるという態度で沈黙していると、被告代理人・坂下弁護士が口火を切って「**証人申請を予定しています**」という。裁判長が「**被告本人ですか？**」と聞くと、「**被告もあり得ますが、証人2名か、まだ決まっていますが、証人として専門家を予定しています**」と答えた。

傍聴していた本紙記者は耳を疑った。「**専門家**」とはどういう意味だろうか。この裁判で、なぜ「**専門家**」が登場するのだ？ 齋藤裁判長も一瞬、意外なことを言われたと思ったのか、「**専門家というのは？**」と聞き直した。坂下弁護士は「**有識者とか、まだはっきりとは言えませんが**」という内容の返答をした。おいおい、「**待てよ**」である。

坂下弁護士のこの言い分は何だ。本紙で毎回言及してきたように、そもそも被告女性A氏は「**証拠は揃ってるんだ！**」と闇討ち同然の実名告発記者会見を2回も開き、そのときも、その後のコメントでも、「**新井氏を訴えるぞ！**」と言い続けていた。それだけ自分たちが訴える新井氏のハラスメント行為をことごとく証明できるという自信の表れだったのではないか。

現在の裁判は、新井氏が原告として、女性A氏を名誉毀損で訴えているのである。それならば被告女性A氏は、1回目の口頭弁論から**新井氏がクロダという動かぬ証拠**を全部突きつけて新井氏を木っ端みじんに撃沈すればよかった。ところがこの裁判が提訴されて、早2年が経とうというのに被告女性A氏は**新井氏宅での5時間近くに及ぶ隠し録音**や**尾道の飲食店での隠し録音**以外の証拠は何も出していないのだ。

「**専門家**」は、事件の事実経過は何も知らない第三者だ。坂下弁護士が切り札にしようとしている「**専門家**」では事実の証明はできない。この時点で坂下弁護士は、第三者委員会で認定してもらえなかったハラスメント行為については、被告女性A氏と「**関係者**」の証言で立証し切ってみせるという作戦に出たのだ。そして、わずかでもハラスメント行為が認定されれば、それが如何に悪質極まるものかという評価を「**専門家**」にやってもらおうという作戦だ。

最初から被告女性A氏の代理人を務めている坂下弁護士は、裁判になればこのようなことになることをわかっていただろう。新井氏に裁判を起こされてから代理人になった他の男性弁護士たちは、こういう立証になることを坂下弁護士から言われて承知して代理人になったのだろうか。不思議な弁護団だ。

「ちょっといいですか？」 釘を刺す清水弁護士

齋藤裁判長が「事前に意見書とかを出してもらえますか」と坂下弁護士に確認すると、坂下弁護士は「出します」と答えた。ここで清水弁護士が、裁判長に対して、「被告側で専門家の意見書を出すのはいいですが、本件では事実の有無について争いのある部分と争いのない部分があります。争いのある部分について（被告が主張する事実を前提に）意見書を書かれるとすれば、こちらとしては意見書に反論せざるを得ません」と告げた。

清水弁護士は、被告女性A氏側が専門家証人という第三者を利用して、立証できていないハラスメント行為まで含めた意見書を出して、裁判官にそれを読ませて、自分たちの方へ引き摺り込もうとすることを懸念したのだ。裁判所にこの点を注意してもらおうという牽制球を投げた格好だ。

これは本紙の見解だが、たとえ、「専門家」の意見として「新井氏の自宅での飲み会と言っても女性ひとりのA氏を前に、一瞬でも下ネタ話をしたことは、現在の社会風潮から言っても当然セクシャル・ハラスメントと認定されます」と証言したとしても、被告女性A氏は、名誉毀損の不法行為が成立しないことを立証したことにはならない。なぜなら原告・新井氏が名誉毀損された主要な内容は、記者会見で被害を訴えた被告女性A氏の「太ももに触った」「手を握った」などの衝撃的な告発内容だからだ。

新井氏からすれば、自宅の居間で行われた、孫娘や妻が同席し、あるいは近所に住む娘が顔を出す、若手市議3人と当時議会事務局職員だった被告女性A氏との飲み会の終盤の雑談のなかで、わずか十数秒かそこらの酔っ払いの下ネタ話が「隠し録音」されたとしても、社会常識的には「失言」の類であって、実名を挙げて記者会見で非難し、全国ニュースやワイドショーで特集されることはなかったはずだ。

だが、被告女性A氏は、それを十分承知していて、「隠し録音」を記者会見で巧みに利用した。初回の記者会見で「太ももを触り、手を握った」というでっち上げを事実だと告発し、新井氏のダーティーなイメージを作り上げ、2回目の記者会見で「隠し録音」を公開することで、酔っ払ったときのわずか十数秒かそこらの軽口を、重大な社会的責任を負うようなハラスメント発言に昇格させたのである。記者たちが揃って罠に落ちるとは情けない限りだが、ここは被告女性A氏と吉廣弁護士・坂下弁護士の作戦勝ちだったのだろう。

現在の新井氏が訴えた被告女性A氏による名誉毀損とは、まさしくこのセンセーショナルな「劇場型告発」のことを指しているのだ。従って、社会学上のハラスメント一般論を「専門家」が法廷で証言したところで、被告女性A氏の不法行為責任が消えてなくなるわけではない。「なるほどなあ」と清水弁護士は本紙の見解にあまり納得していないようだ。

清水弁護士の見立てでは、坂下弁護士は「**専門家**」証人を使って新井氏の印象をできるだけ悪くしようとしている。それに成功すれば、判決で一部だけでもハラスメント行為が認定されれば、裁判所は新井氏の行為を悪質極まりないことと書くかもしれない、そうすれば、被告女性A氏側は記者会見を開いて、「**裁判でも新井氏のハラスメント行為が認定された**」と大々的に訴えるだろう。これまで新井氏側に厳しい態度をとり続けて来たマスコミは、わずかでも被告女性A氏側が勝てば、新井氏側が圧勝したことを記者会見で説明しても、被告女性A氏側の言い分を大々的に報道し、新井氏の圧勝は無視するか記事全体を小さな扱いにするか全く報道しないかだろう、そうしないと、これまで自分たちのしてきた報道が著しく適切を欠いていたことを認めることになる、それだけはどの社もしたくない、というものだった。

次回期日は、また3ヶ月先の5月中旬！ まさか、齋藤裁判長も時間稼ぎ？

一方、清水弁護士も次回、証人申請をする意向を述べた。誰になるかは未定としたが、ひとり確実に証言台に立つのは、新井喜一氏その人である。ほかに弁護士の聴き取り報告書や新井氏の知人の陳述書なども提出するつもりだと言った。準備中ということで、誰のどのような内容のものかは言及しなかったが、どのようなものが出て来るか楽しみではある。

そして裁判長と原告・被告弁護士が次回期日の調整に入った。齋藤裁判長が被告側に証人の準備や陳述書の提出がいつまでに出来るかを聞くと、坂下弁護士は「**3月で出来ると思いますので（次回は）4月中旬で大丈夫です**」と答えた。

すると、齋藤裁判長は原告代理人の都合を尋ねる前に、自ら「**4月ですか…まあ、この時期は人事もあって調整があるかもしれませんので5月中旬、13日でいかがでしょうか？**」と提案したのである。

「**また3ヶ月も先かよ**」という無言の野次が飛んだかの空気が傍聴席を覆ったが、今度は被告女性A氏側の都合ではなく、齋藤憲次裁判長による指揮だから仕方ない。齋藤裁判長がさいたま地裁川越支部に来てもうすぐ3年になる。裁判官の人事異動は3年単位が普通らしいから、齋藤裁判長が異動になるのかもしれない。前回の期日に齋藤裁判長が「**次回期日には証拠申出書は出さなくていいです**」と言っていたのは、4月から担当する新しい裁判長の下で決めてもらった方がいいと考えたからなのかもしれない。

本件裁判の次回期日は、「さいたま地裁・川越支部」**5月13日午後3時** となった。

今回は、いよいよ原告・被告双方の証人として誰が申請されるかが**明らかになるクライマックス**だ。市民傍聴は言うに及ばず、マスコミ諸氏にもこの事件の佳境を目撃してもらいたいものだ。